

各務原市下水道事業公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(令和2年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市下水道事業が所有する自動車(以下「公用車」という。)に設置するドライブレコーダー(公用車内外の映像、音声又は運行情報を記録する装置をいう。以下同じ。)、データ(ドライブレコーダーにより記録された映像、音声又は運行情報をいう。以下同じ。)及び記録媒体(データを保存する媒体をいう。以下同じ。)の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者等)

第2条 ドライブレコーダー、データ及び記録媒体の管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作担当者を置く。

2 管理責任者は、水道部下水道課長をもって充て、ドライブレコーダー及び記録媒体を管理し、操作担当者を指揮監督し、交通事故、トラブル等が発生した場合には事故の分析及び原因の究明を行い、並びに安全運転に係る教育その他の交通安全対策を講じなければならない。

3 操作担当者は、水道部下水道課職員をもって充て、データの管理を行わなければならない。

(その他)

第3条 前条に定めるもののほか、公用車に設置するドライブレコーダー、データ及び記録媒体の管理運用については、各務原市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱(平成29年5月31日決裁)の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。